

審 議 結 果

会 議 名	川口市男女共同参画推進委員会第2回委員会
開 催 日 時	平成29年3月30日（木） 10時00分から10時56分
開 催 場 所	川口市議会 第3委員会室
出 席 者	菊地委員長、高橋副委員長 小林委員、佐々木委員、西浦委員、高野委員、杉本委員、桙原委員 芦田委員、嶋野委員 沢田市民生活部長、渡部課長、高山課長補佐、高橋主任、青木主事補
議 題	1 開会 2 諮問 3 議事 （1） 諮問事項について （2） 報告事項 ア 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について （3） その他 4 閉会
公開／非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由	—
傍 聴 人 の 数	1名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 川口市男女共同参画推進委員会委員名簿 資料No.2 男女共同参画に関する市民意識調査の概要について 資料No.3 第2次川口市男女共同参画推進指標結果 資料No.4 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況

	別添資料1 平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書 別添資料2 平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査ダイジェスト版 別添資料3 第4次男女共同参画基本計画（概要）
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	－

審 議 経 過

1 開会（10時00分）

- ・ 委員会に先立ち交替した委員（1名）の委嘱書の交付を行った。
- ・ 事務局から、出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 会議の傍聴希望者が1名いることから、事務局から報告のうえ入室を許可した。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。

2 諮問

- ・ 諮問書を交付し、各委員に諮問書の写しを配布した。
- ・ 委員長から会議録署名人の選任について説明し、今回の署名委員を決定した。

3 議事

（1）諮問事項について

○委員長

議事の（1）諮問事項について事務局の説明を求める。

○事務局

ただいま第2次川口市男女共同参画計画の改訂について諮問させていただいたことから、改めて本件を諮問させていただく理由をご説明するとともに、昨年11月11日開催の第1回委員会において、本計画改訂の基礎資料とするため市民意識調査を実施する旨報告したが、調査結果を取りまとめたので併せてご説明申し上げます。

ただいまお配りした諮問書の写しをご覧いただきたい。

諮問内容は、第2次川口市男女共同参画計画の改訂についてである。

諮問の主な理由及び背景であるが、本計画は計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とし、社会動向等を踏まえ概ね5年で見直すこととしているが、平成29年度が計画期間の5年目にあたる。そこで、国や県などにおける男女共同参画に関する取り

組みの状況、本計画で設定している推進指標の達成状況等を踏まえ、改定を行うものである。

まず、国の動向をご説明する。本日お配りした資料「第4次男女共同参画基本計画（概要）」をご覧ください。国では、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成37年度末までの基本的な考え方並びに平成32年度末までを見通した施策の基本的方向及び具体的な取り組みを定める第4次男女共同参画基本計画を平成27年12月25日に閣議決定しており、お手元の資料は同計画の概要である。

この第4次計画では、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、男女共同参画基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくことを基本方針としている。

また、第4次計画で国が改めて強調している視点は7点ある。まず、「あらゆる分野における女性の活躍」として、①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させることと、②あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることの2点。

次に、「安全・安心な暮らしの実現」として、③非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、

働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることと、一つ飛んで⑤女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化することの2点。

続いて、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」として、④東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信することと、⑥国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高めることの2点。

最後に「推進体制の整備・強化」のために、⑦地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化することの1点。以上、計7点である。

さらに、計画の進捗状況を管理するための目標としては、次のページにあるとおり、平成32年度を目標年度とする成果目標を設定している。

次に、埼玉県の動向であるが、計画期間を平成24年度から平成28年度とする埼玉県男女共同参画基本計画が最終年度に当たるため、平成28年3月28日に埼玉県知事から埼玉県男女共同参画審議会に「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」について諮問がなされ、同審議会での審議、計画案に対する県民コメント、意見募集等を経て、平成28年12月1日に答申がされている。計画期間を平成29年度から平成33年度の5ヵ年とする県の新たな計画については、入手次第、委員の皆様にお配りさせていただく。

さて、本市では、前回会議でご報告したとおり、第5次川口市総合計画を平成28年4月に策定し、新たな将来都市像のもと、「めざす姿Ⅱ 子どもから大人まで個々が輝くまち」の「4 互いに尊重・理解し合う環境づくり」の単位施策と主な取り組みに「男女共同参画を進める意識・環境づくり」を位置付けたところである。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項では、市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めることが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項では、市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めることが、それぞれ規定されていることから、対応が必要となっている。

さらに、本市では、昨年7月に女性相談員を配置し配偶者暴力相談支援センターを開設するとともに、LGBTなど性的少数者や性的指向に対する差別を解消するための取り組みを始めたところである。

以上の理由背景を踏まえ、第2次川口市男女共同参画計画の改訂についてご審議いただくものである。

続いて、本計画改訂の基礎資料とするために実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の調査結果について、ご説明申し上げます。3ページの資料2をご覧ください。

本調査は、市民の男女共同参画の意識や実態を調査し、課題を把握することで、計画の改訂及び施策の推進に資するために実施したものである。

調査期間は、平成28年11月2日から22日まで、調査対象は市内在住の満20歳以上の男女各2,000人、計4,000人を住民基本台帳から無作為抽出した。回収結果については、有効回収数が1,433人、回収率は35.8%となっている。ご参考までに申し上げますと、前回、平成23年11月に実施した調査では、回収率40.2%であったので、4.4ポイントの減となっている。

調査結果を分析し、取りまとめた冊子が、お手元の「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」とダイジェスト版である。

本来であれば、報告書に基づき、分析結果等を詳細にご説明しなければならないところであるが、会議時間の関係もあることから、調査結果の中でも第2次川口市男女共同参画計画

の推進指標としている項目についてご説明させていただく。5ページの資料3をご覧ください。

第2次川口市男女共同参画計画では、計画の進捗状況を把握するため、基本目標の課題ごとにそれぞれ推進指標を設定しており、本調査に関する項目は、右側の欄「当課又は調査名」に赤字で「市民意識調査」と記載のある項目である。

まず、「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための社会づくり」の「課題Ⅰ 男女共同参画に関する意識啓発の促進」では、性別による固定的な役割分担に同感しない人の割合を平成28年度までに60%以上とする目標を掲げており、調査結果は目標に7ポイント足りない53.0%となっている。

報告書の24ページをご覧ください。「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように考えるかとの質問に対し、「どちらかといえば反対」または「反対」と回答した方の割合は前回の23年度調査と比較すると45.5%から7.5ポイント増、18年度との比較では35.3%から17.7ポイント増と増加傾向にある。なお、埼玉県が27年度に行った調査では52.3%となっている。性別でみると、男性は47.5%、女性は56.7%となっている。

基本目標Ⅰの「課題2 教育の場における男女共同参画の推進」では、家庭生活、学校教育、職場、地域活動における男女平等意識の割合を推進指標に掲げ、4項目それぞれについて目標値を掲げているが、すべての項目で目標が達成できておらず、さらに学校教育以外は前回調査より低い結果となっている。

報告書の11ページをご覧ください。記載されている各分野において男女は平等になっているかという質問に対し、男性優遇や女性優遇ではなく、「平等」を選択した方の割合を目標値に対する現状値としている。ご覧のとおり「学校教育」が70.5%と最も高く、目標値の設定はないが、「政治の場」が13.3%と最も低くなっている。

基本目標Ⅰ「課題3 メディア等における情報、表現における配慮」では、「男女共同参画社会」という用語の周知度に対し70%という目標を掲げている。

報告書の134ページをご覧ください。各用語の認知度に関する質問であるが、「内容をよく知っている」と「見たり、聞いたりしたことはある」の合計で「男女共同参画社会」という用語の認知度は58.5%となっている。

「基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり」の「課題2 女性のチャレンジ支援」では、「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度という指標に対し、目標値は57%、調査結果は目標値に6.9ポイント足りない50.1%となっている。

報告書の67ページをご覧ください。「内容をよく知っている」と「見たり、聞いたりしたことはある」の合計で、前回調査と比較し10.9ポイント増となっている。

資料3に戻り、6ページをご覧ください。「課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実」であるが、指標は「ユニバーサルデザイン」についての認知度、80%の目標に対し、54.8%という結果になっている。報告書の141ページにあるとおり、性別による認知度に大きな違いはなく、若年層ほど内容を含め認知度が高くなっている。

「課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」では、夫婦、恋人などパートナー間において、平手で打つことや足で蹴ること、人格を否定するような言葉を言うことなどが、どのような場面においても暴力にあたると認識する人の割合を指標に掲げ、すべての人がそう認識することを目標値としているものの、ご覧のとりの結果となっている。

報告書96ページをご覧ください。誠に残念なことに、すべての項目で「暴力にあたらない」という選択をした市民がおり、特に、直接身体に危害を加える行為でないものについては「どんな場合でも暴力にあたる」を選択する割合が低い傾向が見て取れる。

最後の「課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進」では、「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を推進指標とし、目標は50%以上であるが、結果は34.4%、報告書149ページのとおり、性別や年齢層による大きな差はなく、総じて周知度が低い結果となっている。

今回の調査では、推進指標の目標値すべてにおいて目標を達成できないという結果となっ

てしまった。事務局としても、この結果を厳粛に受け止めるとともに、今後の計画の見直し、事業展開に活かして参りたいと考える。

○委員長

ただいまの説明について、意見、質問はあるか。

○委員

中身に入る前に、前提としてお聞きしたい。資料No.2の「5 回収結果」のところで、男女の回収率にかなり開きがある。一般的な調査ではその必要があるか分からないが、男女共同参画に関する市民意識調査については、この数字をまずイコールフットィングする必要があるのではないか。

○事務局

回収率については、期限前に回答を促すはがきを送るなどしているが、なかなか回答をいただけないというのが現状である。また、男性の回収率を上げるために再度調査を行うということも難しいことから、回収率の低さも勘案しながら検討を進めていただければと考えている。

○委員

難しいところだとは思いますが、このようなことに関心を持っている女性と男性の人数がそもそも違っているのではないか。男女共同参画の推進がまだまだ遅れている、という危機感を感じている方が多く回答しているように思う。男性の回答率が26.8%なら、回答のあったなかからさらに無作為抽出をして男性の数にあわせ、イコールフットィングすべきだと思うが。

男女がどう思っているかを比較する時に、そもそも人数が違うものを比較するのは違うのではないか。

○事務局

アンケートは無作為抽出で行っているため、必ずしも男女が同数になることは難しい。委員のおっしゃるとおり、女性は男女共同参画に危機感を持っている方が多く、男性はそ

うという方が少ないということが言えるのかもしれない。そうであるならば、川口市では男性のほうが男女共同参画に対して意識が低い、ということを念頭に置いて計画を作り直すということでも同様の効果を得られるのではないかと考える。

○委員

そういった点も含めてこの数字を見ていくということであれば、それをどこかで謳わなければならないのではないかと。

○事務局

回答者が少ないということは関心が低いということであるが、一方で、例えば報告書の25ページをご覧いただきたい。同調査では反対、賛成のほかに、「わからない」という回答も多い。回答はしたけれども男女共同参画についてよくわからないという方が多いということも念頭に置かなければならないと考える。

○委員長

他の委員からは意見、質問はあるか。

○委員

今の質問をふまえての意見だが、報告書135ページを見ても、そもそも男女共同参画という用語自体を知らない方が多く、どんな目的でこのアンケートを行っていて、それが何にどう反映されているのか伝わっていないのではないかと。目的は調査票に書かれているが、そのようなキーワードに仕事などで触れている人には分かっても、一般の方では、興味のあるない以前に、そもそも知らないで回答しない人が多かったのではないかと。

○事務局

報告書173ページをご覧いただきたい。実際の調査票である。表紙の説明前段には、「男女がともにいきいきと、対等なパートナーとして、伸びやかに生きることのできるまちづくりを目指して、『第2次川口市男女共同参画計画』に基づいて、様々な取組みを進めている」と書いてあるが、日頃から様々なセミナーや講演会等々を開催しているものの、市民の目に届いていないという実情があることは確かなようである。特に、報告書168ページ

をご覧ください。

自由意見の中の「■ 男女共同参画について」の1つ目、「川口市が男女共同参画にこんなにも積極的に取り組んでいることを初めて知りました」という意見がある。これはアンケートによって周知に繋がったと良いほうに取ることもできるが、やはり啓発活動がまだまだ必要であるという反省点も含まれる。今回は計画の改訂であるので、策定時と同様の内容で調査を行ったが、第3次計画策定の際には、市民の方にとって参加しやすい、分かりやすい内容のアンケートを改めて考えさせていただきたい。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○事務局

なお、今後の進め方であるが、次回以降、計画の策定についてご審議いただくことになる。次回委員会では、改正に必要となる項目をわかりやすくまとめ、資料としてご提示したいと考えている。

また、今回は計画を全編改訂するのではなく、一部改訂であることから、市民意識調査の結果や指標の進捗状況をもとに、目標の設定が正しいのか、また、DVの関連、LGBTの関連、女性活躍推進の関係を、特に、LGBTと女性活躍の関連は現計画に含まれていないことから、新規追加事項となる。事務局で原案を作り、皆様にご審議いただきたい。

(2) 報告事項

ア 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

○委員長

(2) 報告事項のア 平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について、事務局の説明を求める。

○事務局

7 ページの資料4 をご覧いただきたい。

第5次川口市総合計画では、男女共同参画を進める意識・環境づくりの目標指標として、各種審議会・委員会への女性登用率を平成32年度までに30%以上とする目標値を掲げている。

前回の委員会では、平成28年4月1日現在の行政委員会・附属機関等の女性登用状況をご報告したが、平成28年10月1日現在の状況を取りまとめたことからご報告する。

まず、表の上段、行政委員会については、前回調査から変更はない。下段の附属機関等については、この6ヵ月間に、総合計画審議会が終了し、保育施設等事故検証委員会と戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会が新設されたことから、前回報告と比較し、審議会数及び女性委員のいる審議会がそれぞれ1増となっている。委員数については、総委員数が8人減の1,389人、うち女性委員数が4人減の375人となり、0.1ポイント減の27.0%、行政委員会と附属機関等の合計でも0.1ポイント減の26.5%となっている。

また、前回調査では女性登用率10%未満の審議会が15あり、今回調査では16となっているが、これらの審議会について、委員になるために特別な資格を要する審議会とそうでないものとの内訳はどうなっているかとの質問をいただき、次回ご報告する旨回答させていただいたが、その資料が12ページから15ページとなっている。

各表の右側、理由の欄に、委員に就任するために資格が必要な場合はその内容を、特別な資格等は不要だが女性委員の比率が低いものについては女性委員比率が低かった理由を記載している。

今後とも、各行政委員会及び附属機関等を担当する課所に対し、女性委員の登用について働きかけていく。

○委員長

ただいまの説明について質問、意見はあるか。

(「なし」との声あり)

(3) その他

○委員長

最後に(3)その他について事務局から何かあるか。

○事務局

今年度については、今回が最後の委員会となる。次回以降の委員会については、委員長と日程を調整のうえ、決まり次第すみやかにご報告させていただく。

○委員長

委員からは何かあるか。

○委員

男女共同参画に関することとして、女性の就業継続が大きなテーマになっていると思うが、その関連で川口市の両親学校についてお聞きしたい。

川口市では年間18回の開催のうち、土曜日の開催が4回しかない。これでは共働きをしている夫婦にとって非常に参加しにくいのではないか。土曜日開催を増やしていただきたいと常々思っている。また、土日の開催が保健師の勤務の関係で難しいということであれば、民間委託なども検討されてはどうか。

参考までに、他の自治体も調べてみたが、川口市と人口、0歳児の数がほぼ同規模である杉並区では、開催回数が年間109回、2,707組が参加できる状況である。うち土日の開催は46回である。同等の自治体と比較して5倍も開きがあるのはいかがなものかと思うので、拡充をご検討いただきたい。

また、両親学級で男性の育児参画についてもアナウンスしていただきたいと思う。育児の最初の段階で夫婦で育児をするという体制が整うか否かが、その後の育児のパートナーシップに大きく影響するという調査もある。そのためにも、共働き夫婦が参加しやすい土日開催を増やしていただきたい。

○事務局

直接の担当課ではないため、この場でお答えすることはできないが、担当課には審議会の

委員から意見があったということをお伝えさせていただく。

○委員

マタニティハラスメントについても、両親学級でアナウンスしていただきたい。

2017年1月からマタハラ防止措置義務が企業に課され、事業主側は相談を受ける体制を整えることが義務付けられているのだが、従業員側がそれを知らないで相談することもない。是非そういった場で周知をしていただきたい。

○委員長

委員からの意見にあったように、育児の入口のところで男女が共通の目的を持つことはDVの防止にもつながり、女性の就労もしやすくなると思う。是非お願いしたい。

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○事務局

これをもって、第2回委員会を終了する。

(5) 閉会 (10時56分)

会議の内容については、以上のとおりです。

平成29年 4月12日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

(菊地委員長署名)

.....

川口市男女共同参画推進委員会委員

(佐々木委員署名)

.....